

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目 次

- ◇ 條例 鳥取県屋外広告物条例の一部改正
- ◇ 訓令 地方事務所専決事務規程の一部改正
- ◇ 告示 解の廃止
解の指定
林業技術普及モデル村の指定
昭和二十五年十月鳥取県告示第五百十一号中一部改正
- ◇ 農委告示 種畜証明書の有効期間延長について
昭和二十七年八月鳥取県告示第四百十四号中一部改正
- ◇ 農委告示 農地交換分合計画の認可

條 例

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年四月二十一日

鳥取県條例第三十六号

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

鳥取県屋外広告物条例（昭和二十四年十二月鳥取県条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十条中「知事に提出しなければならない。」を「知事に提出するとともにその際手数料として一件につき百円を県に納付しなければならない。」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 前条の規定により納付した手数料はどんな理由があつても還付しない。

訓 令

鳥取県訓令第五号

庁 中 一 般

地 方 事 務 所

地方事務所専決事務規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令

甲第十七号)の一部を次のように改正する。

昭和二十八年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第一条 所長専決事項中「一 犢生産検査実施に関すること(犢生産検査条例)」の次に次の一号を加える。

- 一 蜜蜂転飼許可に関すること(蜜蜂転飼条例三、四、五、七、八の一)

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和二十八年四月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第百六十九号

鳥取県会計規則(昭和二十五年六月鳥取県規則第四十二号)第二条の規定による次の解を昭和二十八年四月一日廃止した。

昭和二十八年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 倉吉高等学校
- 日野高等学校
- 気高高等学校

鳥取県告示第百七十号

次に掲げる学校を鳥取県会計規則(昭和二十五年六月鳥取県規則第四十二号)第二条による解に昭和二十八年四月一日指定した。

昭和二十八年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 鳥取高等学校
- 鳥取農業高等学校
- 青谷高等学校
- 智頭農林高等学校
- 倉吉東高等学校
- 根雨高等学校
- 倉吉西高等学校
- 河北農業高等学校
- 米子南高等学校
- 米子工業高等学校
- 日野産業高等学校

鳥取県告示第百七十一号

鳥取県林業技術普及モデル村設置要綱(昭和二十八年三月鳥取県告示第百十六号)に基き次のように林業技術普及モデル村を指定した。

昭和二十八年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 指定村名 東伯郡旭村
- 二 指定区域 東伯郡旭村一円
- 三 指定年月日 昭和二十八年三月二十五日

鳥取県告示第百七十二号

昭和二十五年十月鳥取県告示第五百一十一号(鳥取県金庫設置に関する件)の一部を次のように改正し、昭和二十八年三月十四日から適用する。

昭和二十八年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

「岩美支金庫岩美郡岩井町岩美郡の内浦生村、岩井町、本庄村、小田村、株式会社山陰合同銀行岩井支店」を削り、浦富支金庫の出納区域中「大岩村」の次に「浦生村、

岩井町、本庄村」を加える。

鳥取県告示第百七十三号

県内において飼養されている種畜で昭和二十七年に実施された定期種畜検査に種畜証明書の交付を受けたもので種畜証明書の有効期間が昭和二十八年定期種畜検査実施の日以前に満了するものについては、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第三〇九号)第六条第二項の規定により、その種畜証明書の有効期間は、昭和二十八年定期種畜検査実施の日まで延長された。

昭和二十八年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第百七十四号

昭和二十七年八月鳥取県告示第四百十四号(米穀等の輸送について指定)の一部を次のように改正し公布の日から施行する。

昭和二十八年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

二を次のように改める。
二、転居の場合

- (一) 消費世帯又は生産世帯に属し現に米穀類の配給を受けている者が転出する場合一人当十疋
- (二) 生産世帯に属し現に保有米穀を有する者が転出する場合は当該者の年間保有数量から既に計算上消費した数量を差し引いた数量で市町村長が適当と認め転出証明書記事欄に記入した数量

農業委員会告示

鳥取県農業委員会告示第一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十八条の規定により岩美郡宇倍野村外二十三箇町村農業委員会から申請のあつた農地等交換分合計画を次のように認めた。

昭和二十八年四月二十一日

鳥取県農業委員会

農業委員会名 申請年月日 認可年月日

宇倍野村農業委員会	昭和二十八年三月二十日	昭和二十八年三月二十七日
大岩村	"	"
国中村	"	"
丹比村	三月二十五日	"
土師地区	"	"
那岐地区	三月二十日	"
山形地区	"	"
大正村	三月十八日	"
東郷村	三月十六日	"
浜村町	"	"
吉岡村	三月十二日	"
宇野村	三月九日	"
倉吉地区	三月五日	"
小鴨地区	"	"
南谷村	三月三日	"
北谷村	三月五日	"

社 村	"	"
以西村	"	"
外江町	三月二十日	"
夜見村	"	"
宇田川村	三月十八日	"
天津村	三月二十日	"
根雨町	三月五日	"
日野上村	三月七日	"

